

「児童心理司」 資格要件調査票

氏名

A及びBの両方の資格要件を満たす必要があります。

資 格 要 件 区 分			
A	学校卒業後の心理に関する職務経験が5年以上、かつ当該期間を含めた職務経験年数が採用選考案内に掲げる年数以上あること。 ※諸施設の事務職員としての職務経験は、「心理に関する職務経験」には該当しません。 その他、判断に迷う場合は福祉保健局総務部職員課までお問合せください。		←要件を満たすことを確認し、○を記入してください。
	<p>該当するものに○をつけること（複数回答可） ※1～6のいずれか1項目に該当する必要があります。</p>		↓
B	1 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者		
	2 大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者		大学名 学科名
	3 公認心理師試験に合格した者		
	4 大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者		大学名 学科名
	5 大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者		大学院名 研究科名
	6 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者		大学名 学科名